

公 告

広陵町こども計画策定業務委託に係るプロポーザルを実施するので、次のとおり公告します。

令和6年4月19日

広陵町長 山 村 吉 由



1. 事業の名称

広陵町こども計画策定業務委託

2. 調達の方法

公募型プロポーザル方式

3. 業務概要

(1) 業務の名称

広陵町こども計画策定業務

(2) 業務の内容

別紙「広陵町こども計画策定業務委託 仕様書」のとおり。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4) 事業費限度額

13,530,000円（消費税及び地方消費税を含む）

【内訳】 令和6年度 9,130,000円

令和7年度 4,400,000円

4. 実施日程

(1) 公告日

令和6年4月19日（金）

(2) 質問の受付

令和6年4月26日（金）午後5時まで

(3) 質問回答日

令和6年5月2日（木）

(4) 参加表明書の提出期限

令和6年5月13日（月）午後5時まで

(5) 企画提案書の提出期限

令和6年5月22日（水）正午まで

(6) 提案内容の審査日

令和6年5月29日（水）

(7) 選考結果通知

令和6年6月上旬を予定

5. 参加資格

本プロポーザルの応募資格は、以下の条件を全て満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 広陵町の令和6年度の入札参加資格を有する者であること。
- (3) 参加表明書提出期限の日以降において、広陵町指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 参加表明書提出期限の日以降において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 過去5年間に於いて、子ども・子育て支援事業計画を含むこどもに関わる事業計画の策定に関する業務の元請け実績があること。
- (6) 近畿2府4県に本店又は、支店、営業所等があること。
- (7) 広陵町暴力団排除条例（平成23年12月広陵町条例第8号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

6. その他

詳細は、「広陵町こども計画策定業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領」を参照してください。

※窓口配付は実施しません。

※電話や役場窓口での直接の質問は受け付けません。電子メールで提出し、電話で受信確認をしてください。